

県による県営住宅の共益費の 徴収制度に関するご案内

【自治会等向け】

令和7年8月
宮城県土木部住宅課



【はじめに】

県では、令和8年度から、**希望する**団地について、県が入居者の皆様から、**共益費のうち共用部分の電気・ガス・水道等料金（所定の事務手数料を含む）**を徴収し、県から電力会社等に支払う制度を始めます。

本制度は、団地単位での**希望制**となります。また、制度の利用にあたっては、**自治会のある団地については、自治会の総会の議決、自治会のない団地については、全世帯の3/4以上による同意など**を得た上で、自治会長等から申請をいただきます。

つきましては、本制度の利用を希望する場合には、以下の説明をよくお読みになり、申請いただきますようお願いいたします。

目次	ページ
1 制度の概要	P 2
2 申込みから徴収までの流れ	P 3
3 申込の方法	
(1) 紙による申請方法	P 4
(2) 電子申請による申請方法	P 5
4 その他	
よくあるご質問	P 6

1 制度の概要

制度の利用を希望する団地の共用部分（階段・外灯・集会所など）の電気・ガス・水道等料金を県が入居者の皆様から徴収し、県から電力会社等に直接、お支払いします。

なお、自治会費や草刈り・中低木の剪定にかかる経費などについては、引き続き、自治会等で集金していただきます。

【制度を利用した場合に、県が徴収する共益費の範囲】



県が徴収するもの	自治会等が集金するもの
○共用部分の電気・ガス・上下水道料金	○草刈り・中低木の剪定にかかる費用 ○排水管清掃費用 ○自治会（町内会）費 など

＜県が徴収する共益費の計算方法（月額）＞

$$\frac{\text{① 前々年度 12 か月の共益費の支払い実績額}}{\text{② 入居戸数} \div 12 \text{ か月} + \text{③ 事務手数料}}$$

- ① 前々年度 1 年間分の電気料等の支払実績など（領収書など）から求めます。（令和 8 年度開始の場合：令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの実績）
- ② 10 月 1 日時点の入居戸数とします。
- ③ 電気料金等の支払い業務経費などのため、1 戸当たり月 100 円の事務費がかかります（共益費として、あわせて徴収します）。



※共益費の 10 円未満の端数は切上げます。

※上記で計算した共益費について、過不足が生じた場合には、翌々年度の共益費で調整します。



- 共益費の金額は団地単位で計算し、原則団地内で一律です。ただし、現在エレベーターのある住棟と、ない住棟で共益費の額が異なる場合など、住棟により便益・負担が異なる場合、住棟毎に共益費を設定することもできます。
- 共益費については、収入等による減免はありません。
- 共益費を支払わない方に対しては、県（公社）が督促・回収をします。未払い分を他の入居者に負担いただくことはありません。ただし、これまで自治会等が徴収いただいていた期間の、共益費の未払い分の督促・回収は、県ではできません。
- 制度の利用開始後は、終了のお申し出がないかぎり、継続されます。なお、徴収対象の費目を変更、もしくは制度の利用中止を希望される場合は、別途手続きが必要です。詳細な手続方法は土木部住宅課にお問い合わせください。

2 申込みから徴収までの流れ

① 自治会等の県徴収への移行に対する意思決定

自治会等がある団地は自治会の総会の議決、自治会のない団地は全世帯の3/4以上の同意などが必要となります。



② 県に対して申請書を提出（9月～10月）

申請書に総会の議決書の写しや過去1年分の光熱水費の支払額等が確認できる書類を添付していただきます。（詳細はP4以降）



③ 県で内容を審査後、決定通知書を送付（12月～）

自治会等の代表者様に送付します。



⑤ 県から共益費決定通知書を通知（3月～4月）

各入居者の皆様に、次年度の共益費の金額をお知らせします。（以降、毎年度、通知します。）



④ 県による共益費徴収開始（4月～）

申込した年度の翌年度の4月から県による徴収を開始します。



- 自治会等がある団地について、申請するに当たり、総会の議決に代わって、全世帯の4分の3以上の同意を取ることを妨げるものではありません。
- 電力会社等の名義を自治会名義から県名義に変更させていただきます。
- 申請書の提出期限は、毎年度、9月から10月末までです。

3 申込の方法

(1) 紙による申請方法



提出書類

【①共益費徴収申込書（第1号様式）】

自治会等から県に徴収を申し込みます。申込者は自治会長等の代表者様です。自治会等が存在しない団地では、共益費を支払っている団体の代表者名で申請してください。

昇降機の有無など住棟毎に異なる共益費の設定を希望する場合はその旨を記載（任意箇所）してください。

【②共益費として徴収する費用の対象一覧】

（第1号様式別紙1参考様式）

徴収対象の一覧に共同施設にかかる電気・ガス・水道の種類、使用場所、供給地点特定番号（支払先及びお客様番号）、前年度の費用総額（1年間）を記入のうえ、預金通帳又は領収書の写しなど費用総額を証する書類と、お客様番号等の確認できる明細書の写し、契約番号がわかる書類の写しを添付してください。なお、使用場所が不明な電気・水道・ガス料金について、県では支払うことができません。

【③県徴収への移行の意思決定が確認できる書面】

自治会等がある団地の場合は、県徴収を希望する旨を自治会等で決議したことを確認できる書面（議事録の写し等）を添付してください。自治会がない団地の場合には、申請には申請日時点における全世帯のうち、3/4以上の世帯（入居者のうち1名）の同意が必要です。同意に係る書面の様式は第1号様式別紙2（参考様式）です。

※自治会等がある団地について、申請するに当たり、総会の議決に代えて全世帯の4分の3以上の同意を取ることを妨げるものではありません。

提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県土木部住宅課住宅管理班

受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年10月31日（金）

※郵送の場合は10月31日必着とします。

(2) 電子申請による申請方法

本申請は、電子申請システムによる申請も可能です。
電子申請を希望する場合は、PC画面等から下記アドレスを
入力していただくか二次元コードからアクセスしてください。



<アドレス>

<https://logoform.jp/form/GQGB/1166624>

【受付期間】

令和7年9月1日（月）～令和7年10月31日（金）



<入力画面>

【宮城県】 共益費直接徴収申込フォーム（土木部住宅課）

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

■ 注意事項

- 土日祝日や閉庁日の届出は、次の開庁日が受理日となります。
- 届出内容に不備等がある場合は、メール等により補正等を求めます。

1 本申込の担当者様の情報を入力してください。
※書類に不備等があった際は、こちらの連絡先にご連絡する場合があります。

氏名

氏 **必須** 0 / 64 名 **必須** 0 / 64

郵便番号 **必須** 0 / 8 都道府県 **必須** 市区町村 **必須** 0 / 64

番地 **必須** 0 / 64 マンション・部屋番号 0 / 64

電話番号

電話番号 **必須** 0 / 15

メールアドレス

メールアドレス **必須** 0 / 128 メールアドレス (確認) **必須** 0 / 128

2 直接徴収を要望する団地等の名称を入力してください。 **必須**

〇〇〇県営住宅 0 / 60000

3 直接徴収の対象とする費用にチェックを入れてください。(複数選択可) **必須**

重要!

申請に当たっては、以下のデータファイル（PDFデータ）の添付が必要ですので、事前にご準備ください。データ送信が難しい場合は別途、郵送も可能です。

- (1) 総会の議決書又は同意書の写し
- (2) 徴収を希望する費用の前年度における費用総額を証する書類

【よくあるご質問】

質問内容	
1	制度関係
Q1-1	県に共益費の徴収を依頼することによるメリット・デメリットは何ですか。
Q1-2	県による徴収は全団地で行われるのですか。
Q1-3	県による徴収を希望しない世帯があるが、自治会による議決もしくは全世帯の3/4以上が同意して、申請した場合、県に徴収されるのですか。
Q1-4	県による徴収は、共同施設の光熱水費だけですか。
Q1-5	共益費を支払わない場合、どうなりますか。
Q1-6	共益費の支払い方法はどうなりますか。
2	申込関係
Q2-1	共益費の総額を証する書類は自治会総会の資料でもよいですか。
Q2-2	電気・水道などのお客様番号や使用箇所がわかりません。
Q2-3	今年の申請を見送った場合、次年度以降も申請は可能ですか。
Q2-4	県が徴収する目安の金額をあらかじめ教えていただくことはできますか。
Q2-5	自治会等がなく、全入居者からの同意を取る場合、同意書には署名もしくは押印のいずれが必要ですか。
3	精算関係
Q3-1	年度途中で退去した場合、精算は行われますか。
Q3-2	毎年度、納めた共益費に関する実績について、県からお知らせはきますか。
Q3-3	県が徴収する金額よりも実際にかかった経費の方が多い場合は、追加で徴収されますか。もしくは実際にかかった経費の方が少ない場合は、還付はされますか。

Q1-1 県に共益費の徴収を依頼することによるメリット・デメリットは何ですか。

A <メリット>

- ・県が家賃と合わせて徴収することで、未払い額の減少につながります。また、電力会社等への支払事務の軽減につながります。
- ・電力料金等の支払い忘れや残高不足、また自治会活動が停止した場合による電力等の供給停止を防ぐことができます。

<デメリット>

- ・県徴収額の算出方法が決まっているため（事務手数料分の負担増）、これまでの自治会等への支払額よりも増額する場合があります。

Q1-2 県による徴収は全団地で行われるのですか。

A 自治会がある団地については、自治会の議決、自治会がない団地について

は全世帯の3/4以上が同意して申請した団地のみ、県による徴収に移行します。申請しない場合は、従来どおりの手法で入居者の皆様による管理をお願いします。（自治会がある場合に3/4以上の同意を取ることを妨げるものではありません。）

Q1-3 県による徴収を希望しない世帯があるが、自治会による議決もしくは全世帯の3/4以上が同意して、申請した場合、県に徴収されるのですか。

A 県による徴収への移行は団地毎に判断します。自治会の議決または全世帯の3/4以上が同意して申請した場合、県による徴収を希望されない世帯も、県による徴収に移行します。

Q1-4 県による徴収は、共同施設の光熱水費だけですか。

A 今後、自治会からの要望が多い項目については、対象を変えることを検討してまいります。

Q1-5 共益費を支払わない場合、どうなりますか。

A 県による徴収の開始以降に発生した共益費の未払いについては、県（公社）が未払い世帯に督促し、回収します。

Q1-6 共益費の支払い方法はどうなりますか。

A 家賃と合わせてお支払いいただきます。なお、家賃を口座振替としている場合は、口座振替により引落としとなります。

Q2-1 共益費の総額を証する書類は自治会総会の資料でもよいですか。

A 自治会総会資料では支払いを確認できないため、領収書もしくは、引き落としの確認できる預金通帳の写しを提出願います。

Q2-2 電気・水道などのお客番号や使用箇所がわかりません。

A 電気・水道代の明細やメーター番号などから各事業者にお問い合わせください。WEBで調べられる事業者もあります。名義人からの照会に限定しているため、県では調べることはできません。番号・支払先が不明の場合は、県ではお支払いすることができませんので、ご了承願います。

Q2-3 今年の申請を見送った場合、次年度以降も申請は可能ですか。

A 毎年度、9月～10月下旬頃に次年度からの共益費徴収の申請受付を行いますので、次年度以降も申請は可能です。

Q2-4 県が徴収する共益費の目安の金額をあらかじめ教えていただくことはできますか。

A 自治会等からの前年度の実績を確認してからの作業となるため、時間の制約上、前もって目安を示すことが難しい場合がありますので、事前にご相談ください。

Q2-5 自治会等がなく、全入居者からの同意を取る場合、同意書には署名
もしくは押印のいずれが必要ですか。

A 署名をお願いします。

Q3-1 年度途中で退去した場合、精算は行われますか。

A 精算は行いません。

Q3-2 毎年度、納めた共益費に関する実績について、県からお知らせはき
ますか。

A 共益費を徴収した年度の翌年6月までに各団地等の代表者の方に書面にて
お知らせする予定です。

Q3-3 県が徴収する金額よりも実際にかかった経費の方が多い場合は、追
加で徴収されますか。もしくは実際にかかった経費の方が少ない場合
は、還付はされますか。

A いずれのケースの場合も徴収した年度の翌々年度に調整することになりま
す。(過不足分を翌々年度の共益費に増額もしくは減額します)

【問合せ先】

(制度に関すること)

土木部住宅課住宅管理班

所在地 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

電話 022-211-3252 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)

FAX 022-211-3297

Mail juutakum@pref.miyagi.lg.jp

<申込書記入例>

別記様式第1号（第5条関係）

共益費直接徴収申込書

令和7年9月30日

宮城県知事 殿

自治会がない場合は共益費を集金している団体の代表者（班長等）とする。

申込者 県営岩手住宅A棟101号

代表者氏名 宮城 太郎

電話番号 090-〇〇〇〇-×△□△

宮城県による共益費の直接徴収を要望しますので、宮城県県営住宅共益費徴収等事務取扱要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 直接徴収を要望する団地等

県営岩手住宅（B棟のみエレベーターがある住棟のため、共益費の計算を分けてください）

2 直接徴収の対象とする費用（希望する費用の□に✓を付けてください）

- 階段灯、外灯、エレベーター、給水施設等の共用施設の電気の使用料
- 共用水栓等の共用施設の水道の使用料
- 集会所の光熱水費
- その他（ ）

1つでも✓がない場合、受付はできません。

○申込みにあたっては、次の内容に同意の上、□に✓を付けてください。

- 直接徴収開始以前の管理人が徴収した費用については、余剰残額があっても県への充当は行いません。また、滞納分についても県から補填は行わず、滞納者への債権は引き続き自治会が有します。
- 上記2に掲げる費用以外の費用については、引き続き、自治会等が集金し、県では徴収は行いません。
- 県で徴収した金額と実際にかかった経費で過不足が生じた場合は、徴収した年度の翌々年度に調整します。

明細書の写しもしくは通帳の写しを添付してください。

○添付資料

- ・県徴収への移行の意思決定が確認できる議事録等の写し又は別紙2（参考様式）
- ・徴収を希望する費用の前年度における費用総額を証する書類及び別紙1（参考様式）

第1号様式別紙1（参考様式）

直接徴収する費用の対象一覧（ 1 / 1 枚目）

	種類(電気、水道、ガス等)	場所(集会所、○号棟共用階段等)	供給地点特定番号(支払先及びお客様番号等)	前年度の費用総額(1年間)
1	電気	集会所	東北電力 204110045041440061	451,091 円
2	水道	共用水栓	仙台市水道局 1234567	302,535 円
3	電気	エレベーター	東北電力 204110045041440062	601,253 円
4	ガス代	集会所	仙台市ガス局 12345678	12,000 円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円
16				円
17				円
18				円
19				円
20				円
21				円
22				円
23				円
24				円
25				円
26				円
27				円
28				円
29				円
30				円

計 1,366,879 円

第1号様式別紙2 (参考様式)

署名してください。

直接徴収を希望する入居者一覧 (1 / 1 枚目)

	棟番号	部屋番号	名義人氏名
1	A棟	201	蔵王 貞治
2	A棟	202	仙台 一郎
3	B棟	101	〇〇 〇〇
4	B棟	103	□□ □□
5	.	.	.
6	.	.	.
7	.	.	.
8	.	.	.
9	.	.	.
10	.	.	.
11	.	.	.
12	.	.	.
13	.	.	.
14	.	.	.
15	A棟	303	丸森 次郎